

新型コロナウイルス感染症にかかる対応について

- **新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施における対応について(令和2年4月8日付事務連絡)、(令和2年4月17日付事務連絡)**

(1) 感染症予防に留意した保健事業の実施について

感染症予防に留意した高齢者への支援事業の例を参考に、感染対策に留意しながら、高齢者に対して可能な限り情報提供や個別的支援を行うことが望ましいこととした。

(2) 特別調整交付金の取り扱い

当初の事業計画どおりに取組を実施できない場合においても、やむを得ない事情があると認めるときは、変更後の事業内容に係る医療専門職の配置等に必要な経費について交付する予定であること、当面の間、高齢者への情報提供等の個別的支援や事業の企画準備等のみの実施としても差し支えないこと、一体的実施を担当する医療専門職については、高齢者保健事業の一環として、高齢者に対する新型コロナウイルス感染症対策等に従事しても差し支えないこととした。

- **高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組に係る準備状況に関する調査結果及び現況における高齢者に対する支援策について(令和2年5月8日事務連絡)**

(1) 準備状況に関する調査について

広域連合、市町村における令和2年3月時点の準備状況を調査し結果をまとめた。

一体的実施の取組開始に向け、41広域連合が広域計画の改正を完了しており、全ての広域連合が令和2年度に予算措置の予定がある。また、令和2年度から後期高齢者の保健事業を受託する予定の市町村は、399市町村であり、そのうち360市町村が令和2年度に予算措置の予定がある。

(2) 現況における高齢者に対する支援策について

一部市町村における高齢者に対する支援策の現状や取組の工夫等を取りまとめた。

ポピュレーションアプローチでは、通いの場への関与は困難なため、高齢者に向けたお知らせ等による情報提供等を実施している自治体がある。ハイリスクアプローチでは、昨年度の健診結果等を活用した電話や手紙等の対面によらない個別支援を実施している自治体がある。

- **新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施等における対応について(令和2年5月26日付事務連絡)**

(1) 高齢者に対する個別的支援(ハイリスクアプローチ)

既存の方針に基づき、KDBシステム等の活用により過去の健診・医療・介護データ等も把握・分析して支援すべき対象者を抽出すること、長期間の自粛生活による不活発、食習慣等生活習慣の変化、交友機会の低下等による様々な健康影響が懸念されることを念頭に置き、外出自粛前後の対象者の変化を把握し、保健指導、健康相談等を行うこととした。

(2) 通いの場等への積極的な関与(ポピュレーションアプローチ)

外出自粛前との体調、体力、体重の変化等について、入念に高齢者からの聞き取りを行い、状態に合わせた適切な支援を行うこと、参加状況等の情報を通いの場代表者と共有し、不参加となっている高齢者に対しては、必要に応じて関係者等と連携の上、アウトリーチ支援を行うこととした。